

ホーム > サービスガイド > 株式 > 現物取引 > 現物取引 ルール

## 口座開設

### サービスガイド

- 株式
- 現物取引
  - 信用取引
  - NISA
  - ジュニアNISA
  - ETF・ETN
  - REIT
  - 国内上場外国株式
  - ツール
  - 投資情報
  - 単元未満株取引ルール
  - 株式の入出庫
  - 特形式の入金
  - 配当金
- 先物・オプション
  - FXネオ
  - 外為オプション
  - くりっく365
  - CFD
  - 外国債券
- キャンペーン情報
- 手数料・費用一覧
- サービス時間一覧
- 入出金・振替方法
- ご利用環境
- 取引画面のご案内
- 取引ルール・約款

### よくあるご質問

大口信用取引  
VIPプラン  
※適用条件あり

融资融券  
買付金利  
2.1%

19  
10月19日

6.6ヶ月嬉しい  
株主優待のご案内

未成年口座  
お取引スタート

証券用語集  
調べたい用語検索をチェック

IR情報発信代行サービス  
DJI  
リアルタイムIRサービス

GMOクリックTV  
投資チャンネル

## 現物取引 取引ルール

特長	取引ルール	手数料	取引時間
----	-------	-----	------

1. 完全前受制度	7. 買付代金即日取扱い	8. 仕組	9. 約定注文
2. 取扱銘柄	10. 売買単位	11. 取引上乗	12. 日計り取引
3. 注文方法	13. 指値注文	14. 約定注文	15. 約定注文
4. 注文時間・取引段階	16. 約定注文	17. 約定注文	18. 約定注文
5. 注文の変更・取消	19. 約定注文	20. 約定注文	21. 約定注文
6. 注文失効	22. 約定注文	23. 約定注文	24. 約定注文

### 1. 完全前受制度

当社は「完全前受制度」を採用しています。買いの場合「現物買付余力」の範囲内で、売りの場合「売却可能数量」の範囲内で注文をお受けいたします。但し、資金決済に該当する注文は受けられませんのでご注意ください。

### 現物買付余力について

「現物買付余力」とは現物株式の買付可能な上乗数量のことです。売買注文によりリアルタイムでご確認できます。

- 「現物買付余力」が超過する場合は、買い注文の受付時点で次の基準で計算した金額が超過します。
  - 指値注文の場合：指値の値×注文数量+税込手数料金額
  - 成行注文の場合：当日のストップ高価格×注文数量+税込手数料金額

※(注)ストップ高価格は、前日の終値または最終取引価格等を基準値として、株価の水準に応じて値幅制限いっぱいまで高騰した場合の価格のこととなります。

- 「現物買付余力」が増減する場合は、売り注文は予約定額に、売却代金相当額(手数料、税金控除後の金額)が「現物買付余力」に反映されます。

### 「売却可能数量」について

お客様からお預かりしている銘柄、株数の範囲内で売却注文を行うことができます。

### 2. 取扱銘柄

当社の取扱市場・取扱銘柄は次のとおりです。

国内株式	外国株式
・東京証券取引所(一部、2部、マザーズ、JASDAQ)	・国内・外国株式の当取扱い銘柄はこちら
・上場投資信託	・ETF(上場投資信託)
・REIT(不動産投資信託)	・ベンチャーファンド
・上場投資証券	・ETN(上場投資証券)

- 下記銘柄についてはお取り扱いしておりません。
  - 名産・札幌・福岡証券取引所上場銘柄
  - 日経300銘柄
  - TOKYO PRO Market 上場銘柄
  - J-TOPI フォンド
  - 子会社連動型当株式
  - 優先出資証券
  - 証券保管指替優待株証券銘柄
  - (一部を除く)国内上場外国株式

※上記の他、当社の国内・国外、お取引先を制限させていただいた銘柄がございます。  
※立外先分売はお取り扱いしておりません。外国証券取引口座の開設が必要となります。

### 3. 注文方法

銘柄コード 4桁の銘柄コードを入力してください。

市場 東証 ※「東証」は東京証券取引所を指します。

口座 特定口座を指定している場合は、買付注文時「特定」又は「一般」のいずれか一方を選択してください。※売却の際は、口座区分を指定しなくてはなりません。お預けしている方の口座での売却となりますのでご注意ください。

取引区分 「現物」をご指定ください。

注文タイプ 「通常」又は「逆指値」をご指定ください。

買/売 「買」又は「売」をご指定ください。

取引数量 注文数量を入力してください。注文数量の上限はありません。また、1銘柄の1回当たりの注文金額上限は50万円となります。(成行注文の場合は、ストップ高で約定した場合の金額を上限に計算されます)

逆指値条件 逆指値注文の場合は、注文が執行される条件を入力してください。 ※当該銘柄の現在の値、連続約定配、特別配給のいずれかが逆指値条件に到達した場合に注文が執行されます。

指値注文のとき是指値/成行をご入力ください。成行注文のとき是指値を選択してください。

注文方法	指値/成行	取引区分	注文の内容
成行注文	成行	寄付	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした成行注文です。前場寄付前に約定された成行注文は、前場の寄付にのみ有効となります。(後場は引き継がれません。)
指値/成行	寄指注文	指値	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした指値注文です。前場寄付前に約定された寄指注文は、前場の寄付にのみ有効となります。(後場は引き継がれません。)
		引指注文	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした引指注文です。前場引け前に約定された引指注文は、前場の引けにのみ有効となります。(後場は引き継がれません。)
指値/成行	引指注文	指値	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした指値注文です。前場引け前に約定された引指注文は、前場の引けにのみ有効となります。(後場は引き継がれません。)
		指成	引けまたは後場の指成に執行することを条件とした指成注文です。自動引け前の「指成」注文は前場引けの指成とは異なり、前場終了後から引け前の「指成」注文は最大引けの指成で執行し注文となります。
取引区分	DOC注文	指値または成行	指定した価格がそれよりも有利な価格で、即ち一部あるいは全数量が約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付注文です。
		DOC	「寄付」、「引け」、「指成」、「DOC」を選択することができます。 ※デフォルトは「引け」になっています。 ※「逆指値」を選択した場合、「寄付」を選択することはできません。 ※「成行」にチェックが入った場合、「指成」を選択することはできません。 ※「引成注文」、「引指注文」、「指成注文」で同一銘柄の売り買い両方の注文は発注できません。

有効期限 「当日限り」、「週末まで」、「日付指定のいずれかを選択してください。」「日付指定」の場合、1ヶ月前の応当日までの日付からご指定ください。

- 注文は注文入力画面、銘柄検索、引継ぎ画面(売り注文のみ)から行うことができます。
- 銘柄検索、保有株式画面から指定する場合は、最良執行方針に基づき市場が表示されます。
- 逆指値注文におけるお客様が指定された逆指値条件への到達は、当社が受取した情報配信センターの価格情報に準拠いたします。情報配信センターの障害又は取引所の障害等により、発注の遅延または発注ができない場合がございます。また成行注文の場合、相場急激な変動等によりお客様のご指定された発注価格と異なる価格で約定するリスクがございます。予めご理解のうえお取引ください。

### 4. 注文時間・取引段階

当社のホームページは原則として24時間アクセス可能です。

但し、メンテナンス期間については、会員ページへのログイン不可、又は取引注文不可の場合があります。注文受付時間は8:00~21:00、17:00~8:30となっております。

※、コールセンターについては、平日8:00~21:00までご注文を受け付けております。  
※ 上場投資証券(ETN)、国内上場外国株式は8:00~15:00です。

### 【ご注意】

● 営業日の11:30から12:09頃までの注文の変更・取消は、取引所の処理が開始されるまで、訂正中・取消中のままの表示となります(注文変更済・取消済の表示とはなりません)。

### 5. 注文の変更・取消

#### 注文を変更する方法

- 会員ページ【株式】>【注文履歴(変更・取消)】の一覧表の「変更」をクリックしてください。
- 指値変更の場合は注文履歴を入力してください。注文に変更する場合は取引のチェックボックスをクリックしてください。株数、市場、取引区分(寄付/指成/引成)を変更する場合は、一度注文を取消し、再度注文を行ってください。
- 逆指値注文でご指定の条件に到達していない場合は、逆指値条件の価格を変更できます。(「以上」、「以下」の指値は変更できません)ご指定の条件に到達している場合は、通常の指値注文、成行注文と同様に扱われます。上記2をご確認ください。
- 取引履歴番号を入力し、「注文取消」をクリックすると注文が変更・注文完了となります。

#### 注文を取消する方法

- 会員ページ【株式】>【注文履歴】の一覧表の「取消」をクリックしてください。
- 取引履歴番号を入力し、「注文取消」をクリックすると注文が取消完了となります。

### 【ご注意】

- ※ 注文のキャンセルは注文が完了する前に、注文が約定する場合があります。また、引継ぎ前の訂正・取消は、受け付けない場合があります。
- ※ 前営業日夕方のメンテナンス処理(一括処理)終了後に実行された注文、営業日の8:00頃から市場に発注されます。発注処理中は、一時的に注文・取消・引継ぎの操作が利用できません。画面の表示が正常化するまでお待ちください。
- ※ 前場に出した注文を後場引継ぎし、後場注文入力の場合、12:10頃まで注文変更・取消受付のままで表示となります。(訂正済・取消済の表示とはなりません)

### 6. 注文失効

次の場合、お客様の注文は、有効期限内でも失効となります。

- 指値が値幅制限から外れた場合。
- 指値が評価の単位から外れた場合。
- 取引区分で「寄付」を選択し、寄付で約定しなかった場合。
- 取引区分で「DOC」を選択し、引継ぎで約定しなかった場合。
- 売買単元が変更された場合。
- 利率値幅が変更された場合。
- 特形式の権利行使日または場合。
- 株式が廃止された場合。
- 買付代金即日取扱いがなかった場合。(この場合、売り注文は失効となりません)

### 【ご注意】

- その他、余力不足により注文が失効となる場合があります。
- 逆指値注文において注文が失効となった場合、注文は失効します。余力回復後も有効な注文として復活することはありません。
- 逆指値注文が引継ぎ条件に到達し、その後の発注処理が取引所の受付時間と重なると、有効な場合があります。この場合、注文は失効となります。
- 逆指値注文が条件に到達した場合、執行された注文は通常の成行注文、指値注文と同じ扱いです。この際、注文の有効期限は当日限りとし、約定しなかった場合は有効期限切れとして失効します。ご注意ください。
- 1日の注文件数は、新規決済にかかわらず最大5,000件までとなります。(注文数は現物取引、信用取引、先物オプション取引以外の注文数を合算します。注文は受注されます。)

※ 金融商品取引所に於ける上場する銘柄(重複上場銘柄)において、前日引継ぎ終了後に指定された基準価格と、外国の主たる金融商品取引所に於ける上場する銘柄(重複上場銘柄)の約定価格とを比較し、その差額が大きい場合は、発注がキャンセルされ、発注がキャンセルされた場合、発注がキャンセルされます。なお、既に取消済みの成行注文、および基準価格変更後の利率値幅を越えた注文は、失効となります。

### 7. 買付代金即日取扱いについて

買付代金即日取扱いとは、新規上場株式が市場初日に売買が成立しなかった場合など、注文が殺されたときに、買付代金(現金)を4営業日目でなく、買い付けた日に取戻する機能措置のことです。

買付代金即日取扱いとなった場合、以下の処理がとられますのでご注意ください。

- 終日、買ひの成行注文は受け付けません。
- 終日、週末までの買ひ及び売りの注文は受け付けません。
- 前営業日からの週末までの注文は失効となります。この場合、売り注文は失効となりません。
- 当日の売却代金など、受取が行われていない金額は余力計画に含まれません。

### 8. 内出庫について

内出庫とは発注した注文の一部のみが約定することを言います。例えば、1回の注文で10,000株を発注し、1,000株のみ約定した場合が挙げられます。

1回の注文で複数の約定が成立した場合、当日中であれば1つの約定として手数料を計算しますが、内出庫のまま翌営業日に引継ぎされた注文が翌営業日以降に約定した場合、各約定ごとそれぞれ手数料を計算します。

### 9. 約定照会について

ご注文いただいたお取引の状況および結果は、会員ページ【株式】>【約定履歴】をご覧ください。

### 10. 売買単位

株式の売買単位は銘柄によって異なります。売買単位は会員ページの銘柄検索画面に銘柄コードを入力することで調べられます。検索結果の画面に表示される売買単位をご確認ください。

### 11. 取引上乗

1回あたりの発注総額は500円です。

### 12. 日計り取引について

日計り取引とは、同日(同受渡日)に同銘柄の買ひと売りを取引のこととなります。

1. 「買→売→買」又は「売→買→売」は、資金決済規則に該当する場合があります。(下記参照)
2. 同日(同受渡日)の売買であっても、他銘柄への乗換売買「A買→B買→B売→C買→C売」が可能です。

#### 資金決済に該当する例

例)預かり金50万円 保有株なし

	単価	株数	約定代金	買付総額		
取引1	A銘柄	買付	500円	1,000株	500,000	0
取引2	A銘柄	売付	600円	1,000株	600,000	500,000
取引3	A銘柄	買付	500円	1,000株	500,000	

※取引3は資金決済に該当するため、取引できません。  
※但し、2の取引の他、A銘柄ではないB銘柄の買付口は500,000円充当できます。

例)預かり金なし、B銘柄1,000株保有

	単価	株数	約定代金	買付総額		
取引1	B銘柄	売付	1,000円	1,000株	1,000,000	1,000,000
取引2	B銘柄	買付	900円	1,000株	900,000	100,000
取引3	B銘柄	売却	800円	1,000株	800,000	

※取引3は資金決済に該当するため、取引できません。

### 13. 比例配分(ストップ配分)ルールについて

ストップ高、ストップ安で比例配分が行われる場合、当社では以下の基準で定めた順に割当を行います。

1. お客様単元ごとの注文数を合計します。
2. 注文合計数量の多いお客様から順に1単元ずつ配分を行います。
3. 割当数量がなくなるまでを繰り返します。

### 14. 上場投資信託・上場投資証券

当社で取り扱う上場投資信託・上場投資証券は次のとおりです。

#### 上場投資信託

国内上場投資信託(ETF) 日経平均株価や特定指標などに連動するように運用されており、株式市場で売買可能な投資信託です。

不動産投資信託(REIT) オフィスビルやマンションなどの不動産で運用されており、株式市場で売買可能な投資信託です。

ベンチャーファンド ベンチャーファンドは、ベンチャー企業への新たな資金供給スキームとして、投資法人(会社型投資信託)制度を活用したもので、株式市場で売買可能な投資信託です。

#### 上場投資証券

上場投資証券(ETN) 信用力の高い金融機関が特定の指標との連動性を保証する、株式市場で売買可能な債券です。

- ETF・ETN取扱銘柄一覧
- REIT取扱銘柄一覧

日経300株指数連動型上場投資信託は取り扱っていません。

### 15. 特定口座制度

#### 特定口座の概要

「特定口座制度」とは、金融商品取引業者がお客様に代わって、上場株式等の譲渡所得等の計算を行い、その譲渡益等を記載した「所得報告書」を作成し、取引口座に納付できるようにいたします。お客様が、その所得報告書に記載した所得報告書に基づき、確定申告をすることで、上場株式等の譲渡所得に対して課税の申告を行うことができます。また、「源泉徴収取引」を選択された場合、当社がお客様に代わって納税手続きをするため確定申告は不要となります。

特定口座は金融商品取引業者と1つにつき1口座開設することができます。

#### 特定口座の種類

特定口座には源泉徴収取引の口座、2源泉徴収なしの口座の2種類があります。

1. 源泉徴収取引の口座 現物取引・信用決済の約定ごと、当社が税額を計算し、源泉徴収が税務署へ納付されます。お客様は、株の譲渡益の申告における一切のお手続きを省略することができます。 ※「売買損失の繰越し控除」を利用するためには、確定申告が必要です。(売買損失の繰越し控除とは、平成15年1月以降、その年の金融商品取引業者を兼ねた上場株式等の譲渡益は、翌年以降も8年間引継ぎすることができる制度のことです。)
2. 源泉徴収なしの口座 金融商品取引業者が発行する年間譲渡益報告書が記載された「年間取引報告書」により簡易な手続きで申告・納付することができます。各種情報の適用が一般口座と比べて異なる場合があります。

#### 譲渡損失と配当金・配分金の損益計算について

国内上場の「源泉徴収取引」をご利用し、配当金受け取り方法で「株式割当配分方式」を指定している場合は、確定申告は原則不要となります。特形式の配当金、国内ETF・REITの配分金については株式等の譲渡損益と損益計算することができ、確定申告は原則不要となります。

※ 権利確定日に株式割当配分方式に登録されている銘柄のみ  
※ 国内上場株式の配当金(分配金)は、振込口座(振込先)に振り込まれます。そのため、特定口座内での株式譲渡損失との損益計算が変更される場合があります。また、基準価格の変更日において、成行注文が停止されます。なお、既に取消済みの成行注文、および基準価格変更後の利率値幅を越えた注文は、失効となります。

お手続き方法など詳しくは配当金と譲渡損失の損益計算をご覧ください。

#### 税額選付

税額選付とは、源泉徴収取引の特定口座のみで適用されます。税額選付とは、1年に1回以上売却した場合、前営業日までの取引で源泉徴収された所得税および住民税を1年間を通じた譲渡益に対する税額と同額を上回した場合、上回る部分が還付される制度です。

譲渡益課税の詳細についてはこちらをご覧ください。

#### 年間取引報告書

「年間取引報告書」は、特定口座内での譲渡益から1年間(1月1日から12月31日)の取引内容を金融商品取引業者で計算・記載した書類です。「年間取引報告書」を確定申告書に添付することで、上場株式等の譲渡所得等について納税の申告を行うことができます。主な記載内容は次のとおりです。

1. 特定口座開設の有無、住所、生年月日
2. 源泉徴収の有無
3. 年間の総収入金額、総取得金額および所得又は損失の額
4. 年間の源泉徴収税額

#### 特定口座の解約

特定口座の解約は、当社指定の特定口座廃止届出書をご提出いただく必要があります。届出書のお取り扱い方法は電話でのみ受けられます。

- 解約時点で特定口座にお預かりしているものは、一般口座に引き継がれます。あらかじめご了承ください。
- 特定口座の解約を行った場合、同年に再度特定口座を開設することはできませんのでご注意ください。

#### 特定管理口座について

当社に特定口座が開設されているお客様につきましては、特定口座で保有する株式が上場廃止に該当した場合、申し出がない限り、当該株式は特定口座から移転し、特定管理口座において保管されます。

※特定口座を開設したいたお客様につきましては、特定管理口座も同時に申し込まないでください。

【特形式としての価値喪失とされるケース】

1. 解約による価値喪失(含閉鎖)
2. 破産手続開始の決定
3. 会社更生計画に基づく100%減資
4. 民事再生計画に基づく100%減資
5. 特別破産管理開始決定

- 損失の詳細は繰越控除の対象とはなりません。
- 特定管理口座を開設する場合は、特定口座を開設している必要があります。

### 16. 取得単価の計算方法

同一の銘柄を複数回に分けて買った場合は取得単価の計算は以下のようになります。

#### 1. 複数回に分けて買った場合

受渡金額合計÷保有数量合計で割った金額を取得単価とします。なお、小数点以下は切り上げます。

例)複数回に分けて買った場合

約定日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100
2006.8.4	売	2	700	100	1,300

取得単価 400  
保有数量合計 8 = 10÷2  
保有株の取得価額合計 3,200 = 400×8

#### 2. 一部を売却した場合

一部を売却した場合、取得単価は変わりません。売却数量×取得単価で計算します。残高金額+受渡金額の合計でなく、取得単価×残高数量を乗じて計算いたします。

例)一部を売却した場合

約定日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100
2006.8.4	売	2	700	100	1,300